

鶴ヶ島市ゼロカーボン推進店認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境に配慮した取組を行う市内の店舗や事業所（鶴ヶ島市商工会会員を含む。以下「店舗等」という。）を鶴ヶ島市ゼロカーボン推進店（以下「推進店」という。）として認定し、広く市民に周知することにより、消費者、事業者及び行政が一体となりゼロカーボンの一層の推進を図ることを目的とする。

(認定基準)

第2条 市長は、店舗等が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該店舗等に対し、推進店として認定することができる。

- (1) 食品ロスの削減
- (2) 簡易包装の推進
- (3) 資源の店頭回収
- (4) 環境に配慮した商品の取扱い
- (5) 地産地消の推進
- (6) 生ごみリサイクルの実施
- (7) リユースの推進
- (8) 電動車の使用
- (9) 太陽光パネルの設置
- (10) LED照明の設置
- (11) 緑のカーテンの設置
- (12) ZEB(ゼブ)、Nearl y ZEB(ニアリーゼブ)、ZEB R e a d y (ゼブレディ)、ZEB O r i e n t e d (ゼブオリエンテッド)等の基準を満たしている
- (13) 再生可能エネルギー由来の電力比率の高い電気を使用
- (14) 第3期鶴ヶ島市環境基本計画に記載している事業者の取組
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(申請)

第3条 推進店の認定を希望する店舗等（次条において「申請者」という。）は、様式第1号の鶴ヶ島市ゼロカーボン推進店認定申請書を市長に提出するものとする。

(認定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、様式第2号の鶴ヶ島市ゼロカーボン推進店認定（不認定）通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により推進店の認定を行ったときは、別図1の鶴ヶ島市

ゼロカーボン推進店認定証を交付するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による推進店の認定を行ったときは、市の広報紙及びホームページへ掲載する方法により公表するものとする。

(認定標章の利用)

第5条 推進店は、様式第3号の鶴ヶ島市ゼロカーボン推進店認定標章を利用した店内ポップ、ちらしを作成することができる。

(イラストの利用)

第6条 推進店は、別に定める鶴ヶ島市ゼロカーボン推進啓発用イラストを使用した店内ポップを作成することができる。この場合において、鶴ヶ島市ゼロカーボン推進啓発用イラストを使用したグッズを作成しようとするときは、あらかじめ市長に協議するものとする。

(推進店の義務)

第7条 推進店は、第2条各号に掲げる認定基準を実施し、ゼロカーボンの推進を図るものとする。

- 2 推進店は、鶴ヶ島市ゼロカーボン推進店認定証を業務に影響のない範囲で表示するものとする。

- 3 推進店は、ゼロカーボンを推進するために市が実施する調査、啓発等に協力するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、推進店が第2条各号のいずれにも該当しないときは、当該推進店に対し、認定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月 1日から施行する。